

## 令和6年度毒物劇物取扱者試験実施要領

### 1 受験資格

特になし。

ただし、次に該当する者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることはできない。

- (1) 年齢18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

### 2 試験日時

令和6年8月6日（火）（予備日：令和6年8月20日（火））

午前10時から正午まで

### 3 試験場所

J A・A Z Mホール

宮崎市霧島1-1-1

※ 延期等により予備日（令和6年8月20日（火））開催となった場合は、宮崎県防災庁舎（宮崎市橘通東2丁目10番1号）で実施する。詳細は延期となった際にホームページにてお知らせする。

### 4 試験の種類

- (1) 一般
- (2) 農業用品目
- (3) 特定品目

### 5 試験の方法

筆記試験（学科）及び実地試験（記述による鑑定）とする。

### 6 試験の内容

- (1) 筆記試験（学科）  
毒物及び劇物に関する法規、基礎化学、毒物劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験（記述による鑑定）  
毒物及び劇物の識別及び取扱方法

### 7 受験願書の配布場所

県内各保健所（宮崎市保健所を除く。）

### 8 受験手数料

10,500円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

### 9 受験願書受付期間

令和6年6月3日（月）から6月14日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

なお、郵送の場合は、令和6年6月14日（金）付けの消印のあるものまで有効とする。

- 10 受験願書の提出先  
県内各保健所 衛生環境課（宮崎市保健所を除く。）  
県外在住の受験者に限り、郵送を認める。ただし、提出する保健所に事前連絡の上、書留により郵送すること。（一つの封筒に複数の受験願書を入れないこと。）
- 11 提出書類等
  - (1) 受験願書：2部
  - (2) 受験票（はがき）及び写真票（はがき面に63円切手を貼付し、郵便番号、あて先の住所及び氏名を記入すること。）：1部
  - (3) 写真（過去6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像、縦6cm×横4cmのもの。裏面に氏名を記入すること。）：1枚
- 12 試験当日の集合時間等  
受験者は受験票を持参し、試験当日の午前9時30分までに試験会場に集合すること。試験会場への入室は午前9時から可能とする。
- 13 解答及び合格基準の公表  
解答及び合格基準は、令和6年8月13日（火）午前10時に県庁ホームページ、県庁掲示板及び県保健所において公表する。
- 14 合格者発表  
合格者の発表は、令和6年9月6日（金）午前10時に県庁ホームページ、県庁掲示板及び県保健所において公表する。  
なお、電話での照会は一切受け付けない。（県外からの受験者を除く。）
- 15 合格証書の交付  
合格者には合格証書を交付する。合格者は、願書を提出した保健所に印鑑と受験票を持参し受領すること。
- 16 試験結果の開示  
試験結果について、宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条の規定により、受験者本人に限り口頭で開示を請求することができる。  
なお、電話による簡易開示の請求は受け付けない。
  - (1) 開示内容 科目別得点
  - (2) 開示期間 合格発表日から1ヶ月間（午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
  - (3) 開示場所 宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室（防災庁舎2階）
  - (4) 必要書類 受験者本人であることが確認できる書類（受験票等）
  - (5) その他 開示請求希望者は、事前に薬務感染症対策課薬務対策室薬務担当（電話0985-26-7060）へ連絡すること
- 17 延期の連絡等  
台風等の自然災害等により試験を延期又は中止するなど、試験の実施に関して変更が生じた際は、適宜宮崎県庁ホームページにてお知らせする。
- 18 その他の留意事項
  - (1) 筆記用具は各自持参すること。
  - (2) 応用化学に関する学課を修了した者は、試験合格でなくても毒物劇物取扱責任者となれる場合があるので、最寄りの県保健所又は宮崎県薬務感染症対策課薬務対策室に問い合わせること。
  - (3) 試験について不明な点があるときは、最寄りの県保健所又は宮崎県薬務感染症対策課薬務対策室に問い合わせること。